

契約書 (案)

(案)

契約書

沖縄県公営企業管理者 企業局長 棚原 憲実(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、企業局ネットワークシステム用ネットワーク機器等(以下「ネットワーク機器等」という。)賃貸借に関し、次の条項により契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 乙は、甲に対し、この契約の条項に従って、ネットワーク機器等の賃貸借を行うことを約し、甲は、これに対し、この契約に記載された賃借料を支払うことを約定するものとする。

(賃貸借物件の納入)

第2条 ネットワーク機器等の賃貸借物件納入については、次のとおりとする。

- (1) 品名・数量については別添要求仕様書 のとおりとする。
- (2) 設置場所および機能・性能に関する仕様については別添要求仕様書のとおりとする。
- (3) 納入期限(補正期間を含む。)については、令和3年9月30日までとする。

(賃貸借物件納入完了検査等)

第3条 乙は、第2条における賃貸借物件の納入を完了したときは、速やかに報告しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定により報告を受けたときは、速やかに検査を行い、検査に合格したときはその旨を乙に通知するものとする。
- 3 乙は、前項の検査に合格しないときは、直ちにこれを修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了後に、前2項の規定を適用する。
- 4 乙は、前2項の規定により検査に合格したときは、速やかに成果物を甲に提出するものとし、当該成果物の提出をもって賃貸借物件納入の完了とみなす。

(賃貸借期間)

第4条 賃貸借期間は、令和3年10月1日から令和8年9月30日までとする。

(賃借料)

第5条 甲は、ネットワーク機器等の賃貸借に対する賃借料として金 円を乙に支払うものとする。

内訳については、次のとおりとする。

うち取引に係る消費税額		金	円
(注)	「取引に係る消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので賃借料に10/110を乗じて得た額である。		
年度別賃借料内訳			
令和3年度	令和3年10月1日から令和4年3月31日まで	賃借料 金	円 (内消費税額 金 円)
令和4年度	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	賃借料 金	円 (内消費税額 金 円)
令和5年度	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	賃借料 金	円 (内消費税額 金 円)
令和6年度	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	賃借料 金	円 (内消費税額 金 円)
令和7年度	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	賃借料 金	円 (内消費税額 金 円)
令和8年度	令和8年4月1日から令和8年9月30日まで	賃借料 金	円 (内消費税額 金 円)

(賃借料の請求及び支払)

第6条 乙は、令和3年度の賃借料を令和3年11月に、甲に対し書面により請求するものとする。また、令和4年度以降は、各年度の賃借料を各年度の5月に、甲に対し書面により請求するものとする。

- 2 甲は、適法な支払請求書を受領してから30日以内に乙に支払うものとする。
- 3 甲の責に帰する事由により、前項の期限内に支払がなかった場合は、乙は、その請求金額につき、年率2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。
- 4 この契約が契約期間中に解除された場合における賃借料の額は、次の算式により得た額とする。
$$\text{第5条の賃借料} \times \frac{\text{契約が解除されるまでの賃貸借期間の日数}}{\text{第4条の賃貸借期間の日数}}$$

5 前項の場合において、第2項の規定による支払いが行われていたときは、乙は甲に対し、受領済みの金額と前項の金額との差引額を返還するものとする。また、乙は、前項で契約が解除された日から30

日以内に、その差引額を返還するものとする。

- 6 甲は、乙が前項の期間内に差引額を返還しなかったときは、その未返還額につき、前項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年率 2.5%の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(契約保証金)

第7条 沖縄県財務規則第101条に基づき契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の10とする。ただし、同条第2項に該当した場合は免除する。

(権利義務の移転禁止)

第8条 乙は、この契約から権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、信用保証協会又は中小企業信用保健法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあたっては、この限りではない。

(ネットワーク機器等の保証)

第9条 乙は、この契約期間中にネットワーク機器等の故障又は障害(以下「システム障害」という。)が発生した場合には、これの修理又は機器交換等は無償で保証するものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由があるときは、この限りでない。

- 2 乙は、システム障害が発生した場合の要請により、速やかに保守技術要員を派遣して修理に着手し、正常な状態に回復させなければならない。
- 3 乙はシステム障害が発生したネットワーク機器等を引取り、その障害の原因を甲に報告するものとする。
- 4 代替機の提供、故障機の引取り等本条において生ずる経費は、乙の負担とする。

(乙の責任制限)

第10条 乙は、甲の使用に供したネットワーク機器等自体の欠陥及び乙によるネットワーク機器等の取扱上の過失に起因するものを除き、甲の使用中に生じたネットワーク機器等の動作停止、故障、事故等によって生じた損失については、責任を負わない。

(保険)

第11条 乙は、乙の費用で機器等に動産総合保険を付保するものとする。

(善管義務)

第12条 甲は、ネットワーク機器等を善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

- 2 甲は、機器等について、窃盗、滅失、毀損等の事故が発生したとき、遅滞なく乙に通知しなければならない。

(バージョンアップ)

第13条 乙は、ネットワーク機器等販売業者から契約の範囲内でのバージョンアップ(ファームウェア等)の案内がある場合、甲へ通知するものとする。

(契約の解除)

第14条 この契約は、「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく契約である。甲は、翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、本契約を変更又は解除できるものとする。

- 2 甲は、この契約に係る調達の手続きに関して、苦情の申立てがなされた場合において、その処理結果が政府調達に関する協定の規定に違反していると認められたときは、契約を解除することができる。
- 3 甲及び乙は、相手方が正当な理由なくして本契約の条項に違反したときは、文書をもって相手方に通知し、本契約を直ちに解除することができる。
- 4 甲は、前3項の規定にかかわらず、自己の都合により、この契約を解除するときは、1カ月前に文書をもって乙に通知するものとする。

(損害賠償)

第15条 甲の故意、又は重大な過失によりネットワーク機器等に損害が生じた場合、乙は甲に対し損害賠償を請求することができるものとする。

(立入権及び秘密保持)

第16条 乙は、乙又は乙が業務を委託した保守会社等の従業員を、機器等の構築、搬入、交換又は修理等のために機器等の設置された場所に立ち入らせることができる。この場合、あらかじめ甲の承認を得るものとする。

- 2 乙及び保守会社等は、当該従業員に必ず身分証明書を携行させるものとする。
- 3 乙及び保守会社等は、前項の立入に際して知得した甲の業務上の秘密を外部に漏洩してはならない。

(秘密情報の取扱)

第17条 乙は、その職務上知り得た業務上の情報(以下「秘密情報」という。)を業務目的以外に利用し、又は第三者に漏洩してはならない。

- 2 乙は、秘密情報が第三者に漏洩、又は無断で使用されないように、必要な対策をとらなければならない。
- 3 乙は、甲の許可なく、その秘密情報を複写、複製してはならない。
- 4 乙は、甲の請求があった場合、直ちに秘密が記載又は記録された書類、記録媒体等を甲に返却又は破棄するものとする。
- 5 乙は、本契約期間の満了後及び契約解除後も本条を遵守するものとする。

(個人情報の取扱)

第 18 条 乙は、本契約による業務を処理するための個人情報の取扱については、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(ネットワーク機器等の返還)

第 19 条 この契約の終了又は契約の解除によりネットワーク機器等の返還に要する荷造り及び運送の費用は、その返還が甲の責めに帰する場合のほか乙が負担するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、敷設されたケーブル及びモジュール等については、契約期間終了後は甲に帰属させるものとする。

(機器等の保全)

第 20 条 甲は、本契約に基づくネットワーク機器等を運用するために、甲がネットワーク機器等を扱うことを認めた職員、その他の者に対し、指示等の方法により適切な措置を講ずるものとする。

2 甲は、乙の書面による同意がある場合を除き、本契約にあるネットワーク機器等を第三者に提供することはできないものとする。

(主担当者及び副担当者)

第 21 条 甲及び乙は、本契約を円滑に遂行するため、それぞれ主担当者及び副担当者を各 1 名置き、必要な作業体制を定める。

2 甲及び乙は、本契約の遂行に関する相手方からの要請、指示等の受理及び相手方への依頼、その相手方との連絡、確認等は原則として主担当者を通じて行うものとする。

(セキュリティポリシーの遵守)

第 22 条 乙は、契約の履行に際し、沖縄県情報セキュリティ基本方針及び沖縄県情報セキュリティ対策基準（以下「セキュリティポリシー」という。）を遵守しなければならない。

2 乙は、業務の遂行にあたって、セキュリティポリシーに定める事項が遵守できる体制を整え、セキュリティポリシーの遵守に関して従業員に教育を実施するものとする。

(暴力団等の排除)

第 23 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等の（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（下請負契約等に関する契約解除）

第24条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、排除対象者（前条各号に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（不当介入に関する通報・報告）

第25条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（再委託の制限）

第26条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 乙は、甲が要求仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。
- 3 乙は、本契約の競争入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。
- 4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、事前に再委託承認申請書を甲に提出するとともに、書面による県の承認を受けなければならない。

ただし、甲が要求仕様書で示した「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

- 5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 6 乙が第1項から第4項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙

が業務の一部を委任し、又は請負させた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする

(消費税率の改定に伴う留意事項)

第 27 条 契約において、契約期間中途に消費税等の率が改正された場合には、甲乙協議のうえ、改正後の税率により定めるものとする。

(管轄裁判所)

第 28 条 本契約に関し、訴訟等の必要が生じた場合は、那覇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(遵守事項)

第 29 条 乙は、この契約条項の他、沖縄県財務規則(昭和 47 沖縄県規則第 12 号)を遵守するものとする。

(協議)

第 30 条 本契約に定めのある事項について疑義が生じた場合、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印して、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 那覇市泉崎 1 丁目 2 番の 2 号
沖縄県公営企業管理者
企業局長 棚原 憲実

乙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、本契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、本契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除されたあとにおいても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、本契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定)

第4 乙は、甲の特定する作業場所において、個人情報を取り扱うものとする。特定した作業場所から当該個人情報を持ち出すことは、厳禁とする。

(収集の制限)

第5 乙は、本契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外、利用・提供の禁止)

第6 乙は、甲の指示がある場合を除き、本契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、本契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(事務従事者への周知)

第8 乙は、本契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して

知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、沖縄県個人情報保護条例により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、本契約による個人情報取扱事務について自ら行うものとし、第三者にその取扱いを委託してはならない。ただし、甲が承諾した場合はこの限りではない。

(資料等の返還等)

第10 乙は、本契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、本契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

また、甲の承諾を得て再委託をした場合、乙は甲の指示により、本契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。

(調査)

第11 乙は、本契約による事務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、甲の求めがあった場合は、随時調査報告を行うものとする。

(事故発生時における報告)

第12 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第13 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。

(様式1)

再委託承認申請書

令和 年 月 日

沖縄県公営企業管理者
企業局長名 あて

住所
企業(団体)名
代表者(職氏名) 印

以下の契約に係る業務について再委託を行う必要がありますので、承認くださいますようお願いいたします。

契約件名	企業局ネットワークシステム用ネットワーク機器等賃貸借
契約金額	円
契約年月日	令和 年 月 日
履行期限	令和 年 月 日
再委託を予定する業務	
再委託予定額	円
再委託先	企業(団体)名 代表者(職氏名) 住所 連絡先(電話) (メール)
再委託予定期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
再委託の必要性	
再委託先選定理由	
再委託先の 適格性 ※	業務履行に必要な人員・技術・設備等 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 期間内の適正な業務履行の確保 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 指名停止措置を受けている者 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当 本件契約の競争入札参加者 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当 暴力団員に該当する者 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当 暴力団と密接な関係を有する者 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当

※「再委託先の適格性」については、申請者が確認のうえしを記入すること

(様式 2)

再委託変更承認申請書

令和 年 月 日

沖縄県公営企業管理者
企業局長名 あて

住所
企業(団体)名
代表者(職氏名) 印

以下のとおり再委託を変更する必要がありますので、承認くださいますようお願いいたします。

契約件名	企業局ネットワークシステム用ネットワーク機器等賃貸借		
契約金額	円		
契約年月日	令和	年	月 日
履行期限	令和	年	月 日
変更理由(必要性)			
再委託業務	【変更前】 【変更後】		
再委託額	【変更前】 【変更後】	円 円	
再委託先	【変更前】 企業(団体)名 【変更後】 企業(団体)名 代表者(職氏名) 住所 連絡先(電話)	(メール)	
再委託期間	【変更前】	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	【変更後】 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
再委託先の 適格性	【変更後】 業務履行に必要な人員・技術・設備等 期間内の適正な業務履行の確保 指名停止措置を受けている者 本件契約の競争入札参加者 暴力団員に該当する者 暴力団と密接な関係を有する者	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当

※変更を予定しない項目については【変更前】のみ記入し、【変更後】は空欄とすること

(様式 3)

再委託承認書

令和 年 月 日

申請者（委託先） あて

沖縄県公営企業管理者
企業局長名

印

令和 年 月 日付け申請のあった再委託については、以下の条件を付して承認します。

契約件名	企業局ネットワークシステム用ネットワーク機器等賃貸借
再委託を承認する業務	
再委託先	企業(団体)名
再委託承認額	円
再委託承認期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
再委託の条件	<ol style="list-style-type: none">1 申請者は、再委託を行う業務の履行及び再委託先の行為について全責任を負うこと。再委託先が沖縄県に損害を与えた場合、申請者はその損害を賠償する責任を負うこと。2 申請者は、再委託先に対し一括再々委託の禁止を義務づけること。3 申請者は、再委託先に対し「暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者」「県の指名停止措置を受けている者」に対する再々委託の禁止を義務づけること。4 申請者は、再委託先に対し業務上知り得た情報について守秘義務を負わせること。5 申請者は、再委託を行う業務の履行体制及び遂行状況等を把握し、県の求めに応じて適時的確に報告できるようにすること。6 申請者が再委託の条件に違反した場合は本承認を取消すものとし、取消しに伴い発生した損害について、沖縄県は一切の賠償責任を負わない。7 承認を受けた内容に変更が生じるときは、あらかじめ変更申請を行い承認を得ること。

(様式 4)

再委託変更承認書

令和 年 月 日

申請者（委託先） あて

沖縄県公営企業管理者
企業局長名

印

令和 年 月 日付け申請のあった再委託の変更については、以下の条件を付して承認します。

契約件名	企業局ネットワークシステム用ネットワーク機器等賃貸借
再委託を承認する業務	【変更後】
再委託先	【変更後】企業(団体)名
再委託承認額	【変更後】 円
再委託承認期間	【変更後】令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
再委託の条件	<ol style="list-style-type: none">1 申請者は、再委託を行う業務の履行及び再委託先の行為について全責任を負うこと。再委託先が沖縄県に損害を与えた場合、申請者はその損害を賠償する責任を負うこと。2 申請者は、再委託先に対し一括再々委託の禁止を義務づけること。3 申請者は、再委託先に対し「暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者」「県の指名停止措置を受けている者」に対する再々委託の禁止を義務づけること。4 申請者は、再委託先に対し業務上知り得た情報について守秘義務を負わせること。5 申請者は、再委託を行う業務の履行体制及び遂行状況等を把握し、県の求めに応じて適時的確に報告できるようにすること。6 申請者が再委託の条件に違反した場合は本承認を取消すものとし、取消しに伴い発生した損害について、沖縄県は一切の賠償責任を負わない。7 承認を受けた内容に変更が生じるときは、あらかじめ変更申請を行い承認を得ること。

誓約書

当社は、下記の契約から排除されるべき者のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

また、警察に対して照会することにも同意します。

契約から排除されるべき者

- (1) 法人等の（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

令和 年 月 日

住所
氏名